

令和7年度 第1回君津市障害者地域自立支援協議会会議録

日 時 令和7年7月9日(水)午後1時30分から
場 所 君津市立中央図書館 視聴覚室

【君津市障害者地域自立支援協議会】

1 開 会

2 議 題

- (1)副会長の選出について
- (2)君津市障害者基幹相談支援センターの評価について

3 報 告

- (1)第7期君津市障害福祉計画・第3期君津市障害児福祉計画の進捗状況について

4 その他の事項

5 閉 会

◎ 出席委員 17名

津石 隆吉	中道 泰世	湯本 晶子	小林 晃	高橋 勝巳	榎本 世明
渡邊 雄太	保住 寛	小野 隆司	並木 美幸	神子 丈夫	江澤 利明
近藤 英子	齊藤 敦	田村 学	諏方 壽一郎	丸 博幸	

◎ 欠席委員 2名

佐々木 操 大川 洋子

◎ 事務局 4名

福祉部障がい福祉課 課長	鈴木 洋和
福祉部障がい福祉課 係長	重田 友之
福祉部障がい福祉課 主任精神保健福祉士	三浦 貴裕
君津市障害者基幹相談支援センター 管理者	鈴木 泰規

◎ 公開又は非公開の別 公開・ 非公開

◎ 傍聴者 2名

君津市障害者地域自立支援協議会

《午後1時30分開始》

(鈴木課長)

定刻になりましたので、ただいまから、令和7年度第1回君津市障害者地域自立支援協議会を開会させていただきます。本日はお忙しい中、本協議会にご出席いただき、ありがとうございます。本日の進行を務めます、障がい福祉課の鈴木でございます。よろしくお願ひいたします。

(鈴木課長)

開会あたり、令和7年度から新たに委員となった皆様に委嘱状を交付させていただきます。本来であれば、皆様にお一人ずつ交付させていただくべきところではございますが、お席に配布してございますので、大変恐縮ではございますが、ご理解並びにご確認くださるようお願い申し上げます。

今年度初めての会議になりますので、自己紹介をお願いしたいと思います。座席順に、津石会長から時計回りにお願いします。

(委員自己紹介)

(鈴木課長)

ありがとうございました。

次に事務局から職員の紹介をさせていただきます。

(事務局自己紹介)

(鈴木課長)

続きまして、本会議の定足数の報告をいたします。本日の出席委員は、委員総数19名のところ17名のご出席をいたしております、過半数に達していることから、君津市障害者地域自立支援協議会設置要綱第6条第2項の規定に基づき、本日の会議が有効に成立していることをご報告いたします。

また、本日の会議につきまして、君津市審議会等の会議の公開に係る規則により、会議録を作成し、公開することをあらかじめご了承ください。

なお、質疑応答の際は、事務局職員がマイクをお持ちいたしますので、マイクを通して発言していただければと思います。

加えて、君津市情報公開条例に基づき、本協議会は公開となっており、傍聴人2名であることを報告し、これより傍聴人が入室しますので、ご了承ください。

傍聴人の方、ご入室ください。

(傍聴人入室)

(鈴木課長)

議題に入る前に、お手元の資料の確認をさせていただきます。

- ・本日の次第
- ・席次表
- ・委員名簿
- ・資料 1－1 君津市障害者基幹相談支援センターの評価について
- ・資料 1－2 令和 6 年度 君津市障害者基幹相談支援センター実績報告
- ・資料 1－3 令和 7 年度 君津市障害者基幹相談支援センター事業計画
- ・資料 1－4 令和 6 年度 君津市障害者基幹相談支援センター評価
- ・資料 2 第 7 期君津市障害福祉計画・第 3 期君津市障害児福祉計画の進捗状況について

資料は事前配布させていただいておりますが、不足している資料がございましたら、挙手にてお知らせください。

それでは、この後の議事進行につきましては、君津市障害者地域自立支援協議会設置要綱第6条第1項の規定に基づき、津石会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

(津石会長)

規定によりまして、議長を務めさせていただきます。

それでは、議題1「副会長の選出について」を議題とします。

会長・副会長につきましては、君津市障害者地域自立支援協議会設置要綱第5条第1項に基づき、「協議会に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選によりこれを定める」と規定されております。

これまで、副会長を務めていただきました市川委員の退任に伴い、新たに副会長を選出する必要がございますが、選出につきまして、どなたかご意見はございますでしょうか。

(高橋委員)

事務局の案がありましたら、お願いします。

(津石会長)

ただいま、高橋委員より、事務局案との意見がありましたが、事務局案はございますか。

(事務局)

事務局といたしましては、障がい福祉に関する豊富な経験と高い見識をもつ有識者である、有限会社きららの渡邊雄太委員にお願いしたいと考えております。以上でございます。

(津石会長)

ただいま事務局の案といたしまして、渡邊委員に副会長をお願いしたいという提案がありましたが、皆様いかがでしょうか。ご承認いただければ挙手をお願いします。

(挙手全員)

(津石会長)

全員賛成ということですので、副会長を渡邊委員にお願いすることに決定いたしました。

それでは、ただいま選出されました渡邊副会長より、就任のごあいさつをいただきたいと思います。

(渡邊副会長あいさつ)

(津石会長)

続きまして、議題2「君津市障害者基幹相談支援センターの評価について」を議題とします。

内容について、事務局の説明を求めます。

(事務局説明)

(津石会長)

説明が終わりましたので、何か質問がありましたらお願いします。

(榎本委員)

実績報告4ページのセルフプランの取り組みについて、相談実績が無かったということで意外であったんですが、現状でセルフプランの人数が何名ほどいるのか教えて欲しいです。

また、相談実績がない要因についてどのように考えられているのかを質問させて

いただきたいです。

(事務局)

正確な数字はこの場では用意していませんが、セルフプランの方は、障がい者は3割、児童は6割ほどあります。セルフプランの対象者は、自らサービス等利用計画を作成できる方としています。加えて、相談員が不足しているという課題もあります。セルフプランの作成については、障がい福祉課の窓口でも支援を行っておりますが、基幹相談支援センターでも相談できる体制となっています。

また、基幹相談支援センターでは、事業所との調整等の全般的なサポートも行っておりますので、自身で事業所を探すのが困難な場合などは、サービスの利用調整等を基幹相談支援センターで対応させていただいております。

(榎本委員)

要因についてはどうお考えですか。

(事務局)

セルフプランの方のサービスの利用調整の対応は基幹相談支援センターで行っていますが、利用申請は障がい福祉課の窓口にお越しいただいている。その際に作成したセルフプランを持ってきてもらうというよりは、申請時に自ら作成もしくは職員が支援し、作成しているという流れになっています。

サービス利用時の最初の入口として、基幹相談支援センターへつながる流れではなく、障がい福祉課窓口に直接お越しいただき、セルフプラン作成からサービス利用申請につながっていることも相談実績がない要因と考えます。

(榎本委員)

障がい福祉課の窓口で事が済む場合もあれば、基幹相談支援センターが対応するケースもあるということですね。

(事務局)

困難ケースについては、基幹相談支援センターを通じて相談支援専門員につなげることもあります。

(榎本委員)

昨年度の会議でセルフプランのフォローアップについて質問させていただいたときに、事務局の回答としてはサービス利用開始後もフォローアップを行うという回答があったと思いますけど、それは今も変わっていないということですか。

(事務局)

セルフプランでのサービス利用者についても、基幹相談支援センターや障がい福祉課へ相談していただくことができます。

(榎本委員)

セルフプランに関する限り、やはり相談支援専門員は必要不可欠だと思っています。問題や困りごとが起きた時に、再び入り口に戻って相談しても大丈夫なんだという意識付けを図ることも同じくらい大事だと思っています。何か問題が生じて支援が振り出しに戻ってしまうのは福祉として避けなければいけないと私は考えています。

実績が0件だということについては、見方を変えれば、基幹相談支援センターが認知されていないことであると思います。基幹相談支援センターを経由していないセルフプランの方もいると思うので、例えばアンケートを送付するなどして、基幹相談支援センターの存在や役割を知ってもらうような周知のやり方を見直ししていただければと思いました。

事業者側も基幹相談支援センターの役割を把握したうえで、本人やそのご家族に説明をして、基幹相談支援センターと事業者の双方向からアプローチを行っていく必要があると説明を受けて気づかされたので、その点は事業者も協力しなければいけないと思いました。

(事務局)

基幹相談支援センターに最初に相談に行くことやその後のフォローアップ体制については課題と感じていますので、セルフプラン作成者に対してリーフレットを配付するなど、基幹相談支援センターの周知啓発に取り組んでいきたいと考えています。

(榎本委員)

口頭だけでは伝わらないと思いますので、工夫したツールなどを用いて、重点的に考えていただければと思います。

(小野委員)

「計画相談と基幹相談の明確な住み分けを行う」ということですけど、今は分けられておらず混在しているということなんでしょうか。

また、住み分けの具体的なプランがあれば教えてください。

(事務局)

現状で明確な住み分けができるいないということではなく、引き続き計画相談と基幹相談を意識して相談支援を行っていきます。まずは基幹相談で相談を受けて計画相

談支援につなげていくという意味合いで記載しております。

(湯本委員)

基幹相談支援センターの設置を喜ぶ声がある一方で、敷居が高く相談ができないという方もいます。基幹相談と一般相談はどういう違いがあるのですか。基幹相談は基幹相談支援センターへの相談であり、一般相談というのは障がい福祉課への相談になるのですか。

(事務局)

君津市の基幹相談支援センターは、一般的な相談支援も一体的に実施しております。相談件数としては分けて記載しておりますが、「サロン・ド・タビダチ」にご相談いただければ、福祉サービスの利用に限らず、生活全般に関する相談や不安解消など、幅広く対応させていただいております。基幹相談だから一般的な相談はできないということはございませんので、気軽にご利用いただければと思います。

(津石会長)

他に質問がありましたらお願いします。

『質問無し』

(津石会長)

ないようですので、お諮りをいたします。

議題2「君津市障害者基幹相談支援センターの評価について」承認される委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

(津石会長)

挙手全員ということで議題2は承認することに決定いたしました。

次に、「報告1 第7期君津市障害福祉計画・第3期君津市障害児福祉計画の進捗状況について」事務局の説明を求めます。

(事務局説明)

(津石会長)

説明が終わりましたので、何か質問があつたらお願いします。

(斎藤委員)

実績の数字について、相談件数 3,095 件とありますが、基幹相談支援センターの機能が充実して相談件数が増えているのかが見えないので、少なくとも昨年度の数字があった方がより良いと思います。

(事務局)

年度ごとの比較により評価が行いやすいよう、資料作成に反映させたいと思います。

(湯本委員)

地域活動支援センターの類型の違いについて教えてください。

(事務局)

地域活動支援センターは日中活動の場として、創作活動や社会との交流の促進等を行っています。I 型は精神障がい者を対象としており、袖ヶ浦に所在しているさつき台病院内にあるケアセンターさつきに委託して実施しています。II 型については、富津市の湊ひかり学園で入浴等のサービスを実施しております。III 型については、君津市内では約束の樹、つくしんぼといった事業所があり、パンの製造、野菜の栽培、制作活動や販売などをしているなど、地域特性に応じたサービスを提供しています。

(湯本委員)

「就労移行支援等を利用し、福祉施設から一般就労した人の数」の目標値を 40 人としていて、現状では 15 人となっていますが、目標値より少ない理由は何かありますか。

(事務局)

本目標については、令和 8 年度末までの達成目標値として設定しております。なお、令和 6 年度時点では 15 人となっており、単年度の推移を見る限り、順調に進捗していると考えられますが、引き続き目標値の達成に向けて取り組んでまいります。

(湯本委員)

就労しても辞めてしまう方もいます。そういった方を把握していくことはできませんか。

(事務局)

全ての方々の就労後の状況を把握していくことは困難ではありますが、就労定着支援という就労後のフォローアップを行うサービスもございます。

また、諸事情により離職された後も、基幹相談支援センターや障がい福祉課におい

て相談に応じることが可能ですので、再び障害福祉サービス等をご利用いただき、就労を目指すこともできます。

また、先ほどの目標値の補足といたしまして、説明を付け加えさせていただきます。目標値として掲げている40人という高い数値については、国の基本指針に基づき、その設定には細かい規定があります。本市の場合、令和3年度末時点で19人であり、国の目標値は19人の1.28倍以上となることを指標としております。しかしながら、それ以上の数値を掲げた理由といたしましては、本市の総合計画において40人と目標設定していることに由来します。この高い目標は、本市の今後の方向性を示すものであり、就労支援に力を入れていく姿勢や意志表示ともなっております。

(津石会長)

他に質問がありましたらお願いします。

(津石会長)

ないようですので、「報告1 第7期君津市障害福祉計画・第3期君津市障害児福祉計画の進捗状況について」は以上といたします。

(津石会長)

次にその他ですが、何かございませんか。

(津石会長)

ないようですので、その他については終了といたします。

以上で予定しておりました内容は全て終了しましたので、ここで議長の職を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。

(鈴木課長)

以上をもちまして、令和7年度第1回君津市障害者地域自立支援協議会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

《閉会》